

国際シンポジウム

『論考』古代国家の形成と修史事業

佐藤 長門

はじめに

日本の古代国家は、なぜ歴史書の編纂を必要としたのだろうか。その答えとして、通常よくいわれているのは、古代中国の影響があつたから、中国の史書編纂を模倣したからということであろう。おそらくその想定はあながち間違つてはいないだろうが、思考をそこで停止してしまっては、重要な論点を見落としてしまう危険性があるようにも思われる。というのも古代において、中国の周辺地域を形成していた北方・西域の遊牧国家や南蛮諸国で歴史書の編纂がおこなわれた事実はなく、日本と同じく東夷に属していた朝鮮諸国でも、国家事業としての史書編纂が実施されたのは高麗の仁宗^(インジョン)二十四年（一一四五）に完成した『三国史記^(サムグサギ)

⁽¹⁾まで待たなければならなかつたからである。

以上のように、歴史書編纂の理由を単に古代文明の中核国家からの影響論のみから説明することはできないのであつて、古代の日本が史書編纂を企画したのにはかかる対外的契機（影響）のみならず、日本特有の国内的な要因が存在したことを探すべきではないかと思われるのである。よつて本稿では、当該時期の政治動向を検証しながら、日本古代の修史事業がなぜ推進されたのかを探つていくことにする。

一、帝紀・旧辞

『古事記』『日本書紀』の記載によれば、古代日本においては記紀編纂以前に帝紀や旧辞といった歴史書（歴史記録）が存在していたとされる。これらのうち、帝紀とは「天皇の名、皇居の所在、治天下の事、后妃、皇子、皇女、皇子女に関する重要事項、治世中の重要事項、天皇の享年、治世の年数、山陵の所在などを含んだもの⁽³⁾」、要するに天皇の系譜や続柄、重要事項等の記録で、一方の旧辞は「神代の諸伝説から歴代天皇の卷の諸説話、歌物語の類⁽⁴⁾」で、各氏族の伝承や神話などを含む物語と考えられている。

【史料1】『日本書紀』欽明二年三月条（抄出）

五の妃を納る。……次に堅塙媛の同母弟を小姉君と曰す。四の男・一の女を生めり。……「……一書に云はく、その一を茨城皇子と曰す。その二を住迹皇子と曰す。その三を泥部穴穂部皇女と曰すと。その四を泥部穴穂部皇子と曰す。更の名は天香子。その五を泊瀬部皇子と曰すと。帝王本紀に多に古き字⁽⁵⁾どもありて、撰集⁽⁶⁾むる人、屢々⁽⁷⁾遷り易はることを経たり。後人習ひ読むとき、意を以て刊り改む。……」

【史料2】『古事記』序文（抄出）

飛鳥清原大宮に大八洲御⁽⁸⁾しし天皇（天武）の御世に暨りて、潜りたる竜元を体り、渟なる雷期⁽⁹⁾に応ひぬ。
……是に、天皇詔りたまひしく、「朕聞く、諸家の所齋てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽⁽¹⁰⁾を加へたり。

今の時に当たりて、その失あやまりを改めずは、幾年も経ずして、その旨滅びなむとす。これ乃すなはち、邦家の経緯、王化の鴻基かねなり。故かれ、惟おもひみれば、帝紀おもひを撰しるび録しきし、旧辞たづを討たづね竅きはめ、偽いつぱりを削まことり、實まことを定めて、後葉のちのよに流つたへむと欲ほふと。時に舍人ひどとなりあり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。わた為人聰明ひととなりくて、目に度り口に誦よみ、耳に払ふるれば心に勒しるす。

即ち、阿礼に勅語みことのりして、帝皇日繼あやまつと先代旧辞いくとせとを誦習よみならはしむ。

ただ、その名称については八世紀に至つても固定化しておらず、右の史料1・2などに明らかなように、帝紀の場合は「帝王本紀」（史料1）や「帝皇日繼」（史料2）、ほかにも「先紀」（後掲史料12）や「帝記」（『上宮聖德法王帝説』）、「日本帝記」（「穂積三立写疏手実」、「大日本古文書」二四卷）・「帝紀二卷日本書」（「写章疏目録」、「大日本古文書」三卷）などとも記されており、旧辞の場合も「本辞」や「先代旧辞」（史料2）、「上古諸事」（後掲史料7）などと別の名称で表現されていた。当時の日本に、これほど多種多様な歴史書（歴史記録）が存在していたとは考えにくいくことからすれば、これらはすべて帝紀や旧辞の別称ととらえていいだろう。

このふたつの歴史記録がいつ編纂されたかについては、『日本書紀』を通覧すると、『古事記』と同様の、歴代の天皇および皇族の言動事蹟としての物語が顯宗紀までしかみられないことから、帝紀と旧辞はそこからあまり遠くない時期で、ただしそのときの記憶がかなり薄らぐほどの歳月を経たあと、おそらく六世紀中ごろの欽明期前後に一通りまとめられたのではないかとする津田左右吉の見解が長らく通説的な立場を占めてきた。⁽⁵⁾しかし近年では、歴史書は一定の世界觀・宇宙觀のなかで国家の定位を物語ろうとする書物であり、天武期以降に帝紀・旧辞と概括される書物群のひとつであった「天皇記」「国記」の編纂が舒明期にはじまつたことから、帝紀・旧辞の編纂開始は

七世紀中ごろのこととみなす遠山美都男の批判⁽⁶⁾が提示されている。

帝紀を「帝王本紀」と記す史料1は時期的に孤立した記載で、しかも上述したように、帝紀・旧辞とも八世紀以降も表記が統一されておらず、名称が広く定着していなかつたことが窺われることからすれば、私見でも六世紀中葉の修史事業は『日本書紀』による潤色あるいは改変の可能性が高いのではないかと考える。

二、推古期の修史事業とその背景

では実際に、古代日本の修史事業はいつからはじめられ、その背景にはどのような理由が考えられるのだろうか。

次の史料3・4は、推古女帝のときにおこなわれたとされる修史事業についての記事である。

【史料3】『日本書紀』推古二十八年（六二〇）是歲條

皇太子（厩戸皇子）・嶋大臣（蘇我馬子）、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造國造百八十部并せて公民等の本記しるを錄す。

【史料4】『日本書紀』皇極四年（六四五）六月己酉（十三日）条（抄出）

蘇我臣蝦夷ら誅ころされもとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史惠尺、即ち疾く焼かるる国記を取りて、中大兄に奉獻たてまつる。

史料3にみえる「天皇記」「国記」および「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」については、単に『日本書紀』編者の修辞の類いなどではなく、蘇我大臣家が滅亡する際の記述である史料4にも「天皇記・国記」はみえることから、実際に編纂が試みられていたと考えても大過ないだろうと思われる。この点について坂本太郎は、「天皇記」はすでに存在した帝紀をもとに、天皇の即位崩御などの年次を干支によつて排列したもので、「国記」は「天皇記」に記されない国家の歴史、外国との交渉や内政の発展などを叙述したものとらえ、残った「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」は国民全体という意味を当時の慣用表現を用いてあらわしたもので、臣連本記、伴造本記など五種類の本記が作られたのではなく、実際には臣連から国造までの本記しか作成されなかつたとらえた。⁽⁷⁾

この時期に、帝紀がすでに存在していたとみるのは津田説の影響で従えないが、近年では「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」に関して、それは「天皇記」や「国記」と別個に独立して編纂された一書なのではなく、史料3の直前に記されている「国記」の内容を具体的に説明した副題的な呼称と考えるべきとした遠山や、当初は「国記」の注記（分註）であつたものがのちに大字化・本文化したもので、「国記」 자체は戸籍の機能をになつた地域ごとの氏族系譜とみなす関根淳の見解⁽⁹⁾が提示されている。九世紀初頭に完成した『新撰姓氏録』⁽¹⁰⁾でさえ、収録できたのは畿内在住の氏族のみであつたことを勘案すれば、七世紀前半段階に全国規模の氏族系譜が編纂されたとみるのはむずかしいと思われるが、ともかく推古期の段階から修史事業が始動していたことは認められるだろう。

【史料5】『日本書紀』崇峻五年（五九二）十一月乙巳（三日）条（抄出）

馬子宿祢、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の調^{みつき}を進^{たてまつ}る」と。乃ち東漢直駒をして、天皇（崇峻）を弑^しせ

まつらしむ。

ではなぜこの時代に、歴史書の編纂が開始されたのであろうか。その答えを導くにはまず、推古女帝がどのような理由から即位し、いかなる課題を背負っていたのかを確かめる必要がある。推古が史上初の女帝として即位したのは、前任の崇峻天皇が蘇我馬子の放った刺客である東漢駒によつて殺害された壬子の変（史料5）を受けたものであるが、崇峻が暗殺されるに至つた要因についてはあまり検討されてこなかつた。この点について私見では、隋による約二七〇年ぶりの大陸統一に関する情報に接した倭王権によつて、崇峻では内外の緊迫した情勢に的確に対処できないと判断されたため、彼を擁立した炊屋姫（かしきやひめ）（推古）や馬子、その他の群臣らの一一致した承認のもと、王権の安定・安寧を保つために天皇を排除したのが壬子の変であつたと考えている⁽¹⁾。つまり当時の倭王権は、無能な王を「暗殺」という最終手段を用いて除外するとともに、新たな賢君をいただくことで王権を対外的な危機から守ろうとしたのであり、その後に即位した推古には、「王殺し」によつて喪失した政治秩序を早急に回復し、大王を頂点とする集権的体制を構築することが求められ、冠位十二階の制定（六〇三）などの施策が矢継ぎ早に実施されていったのである。

【史料6】『隋書』東夷伝倭国条（抄出）

開皇二十年、倭王あり、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩雞弥と号す。使を遣はして闕に詣る。上（文帝）、所司をしてその風俗を訪はしむ。使者言はく、「倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす。天いまだ明けざる時、出でて政を聴き跡^{かづ}して坐し、日出づれば便^{すなは}ち理務を停めて云ふ、我が弟に委ねむ」と。高祖曰はく、「此れはなは太だ義理なし」と。是に於いて訓へ改めしむ。……明年（大業四年）、上（煬帝）、文林郎裴清を遣はして倭国

に使ひせしむ。……その王、清と相見え大いに悦びて曰はく、「我聞く、海西に大隋礼儀の国ありと。故に遣はして朝貢せしむ。我は夷人、海隅に僻在して、礼儀を聞かず。是を以て境内に稽留し、即ち相見えず。今故に道を清め館を飾り、以て大使を待つ。冀はくは大国惟新の化を聞かむことを」と。清、答へて曰はく、「皇帝、徳は二儀に並び、沢は四海に流る。王、化を慕ふの故を以て、行人を遣はして来らしめ、此に宣諭す」と。

古代国家の形成と修史事業

同時期におこなわれた遣隋使の派遣も、上記の政治改革の一環として企画されたと考えるのが妥当だろう。倭王武の遣使から数えると、実に約一二〇年ぶりに北東アジア世界に復帰しようとしたのが遣隋使の派遣だったのであるが、開皇二十年（六〇〇）の遣使では文帝から「風俗」の未開さを指摘され、大業三年（六〇七）におこなわれた二回目の遣使でも、煬帝から国書の無礼（「蛮夷の書、無礼なる者あり。復以て聞するなれ」）をとがめられ、翌年来日した裴世清に「礼儀」を聞いて「宣諭」されるという状況だった（史料6）。とくに文帝から「風俗」（政治・社会）の旧態依然としたありさまを叱責されたことは、王権中枢部に改革の重要性を再認識させたと思われ、その過程で国の成り立ちや推移（歴史）というものが国際社会において重要なことを理解したことによつて、「天皇記・国記」の編纂が企図されたのではないかと推測できる。

三、天武期の修史事業とその背景

蘇我大臣家が滅亡したのち、倭王権の史書編纂事業はいったん中断を余儀なくされたらしい。それが再開したのは、次の史料7にみえる天武天皇の時代を待たなければならなかつた。

【史料7】『日本書紀』天武十年（六八一）三月丙戌（十七日）条

天皇（天武）、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首おびと・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ。大嶋・子首、親みづから筆を執りて以て録す。

この時期の修史事業について坂本は、天武天皇が歴史書の撰修をおこなつたことは、『古事記』の序文（史料2）と『日本書紀』天武十年三月の記事（史料7）によつて知られるが、前者の稗田阿礼に「勅語」して帝紀・旧辞を誦み習わせたとは、天皇がみずから削偽定実したものを阿礼に口授したという意味で、後者は前者と同一の事業ではなく、はじめは阿礼ひとりを相手に帝紀・旧辞の「討竊」とうきょう（あるいは「討覈」とうかく¹²）をおこなつていたが、のち事業の困難を知つて放棄し、改めて皇子雄族の会議による記定事業に取りかかつたとし、前者が『古事記』に、後者が『日本書紀』にそれぞれ結実したとしている。¹³ 史料2と7の修史事業が、はたしてどのような関係を有していたのか詳らかにするのは容易ではないが、天武期に史書編纂事業が再開したのはまちがいない。ではなぜこの時期に、事業が再開されたのだろうか。この点についても、天武が即位するにいたつた経緯をふり返つてみる必要があるだろう。

【史料8】『日本書紀』天智十年（六七一）十月庚辰（十七日）条

天皇（天智）、疾病弥留し。勅して東宮（大海人皇子）を喚して臥内に引入れて、詔して曰はく、「朕、疾甚だし。後事を以て汝いましに属く」と云々。是に、再拝みたてまつりて、疾を称して固辭まをびまをして、受けずして曰はく、「請

ふ、洪業を奉げて、大后（倭姫王）に付属けまつらむ。大友王をして、諸政を奉宣はしめむ。臣は請願ふ、天皇の奉為に、出家して修道せむ」と。天皇許す。東宮起ちて再拝す。便ち内裏の仏殿の南に向でまして、胡床に踞坐げて、鬚髮を剃除りて、沙門となる。是に、天皇、次田生磐を遣はして、袈裟を送らしむ。

【史料9】『日本書紀』天智十年正月癸卯（五日）条（抄出）

是の日、大友皇子を以て、太政大臣に拝す。蘇我赤兄臣を以て、左大臣とす。中臣金連を以て、右大臣とす。蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣を以て、御史大夫とす。〔御史は蓋し今の大納言か。〕

すなわち『日本書紀』によると、死期を悟った天智天皇は病床に皇弟大海人皇子を呼び、即位を要請したとある（史料8）。すでにこの時期には、天智皇子の大友皇子を首班とし、有力豪族を糾合した盤石な後継体制が構築されつたり（史料9）、はたして本当に天智が大海人に後事を託そうとしたかどうかは定かでないが、ともかく大海人はかかる申し出を固辞し、天智大后的倭姫王（古人大兄皇子の女）を即位させ、太政大臣大友皇子に執政させる体制を提案し、みずからは出家することを表明したという（史料8）。

【史料10】『日本書紀』天武元年（六七二）五月是月条（抄出）

朴井連雄君、天皇（大海人皇子）に奏して曰はく、「臣、私の事あるを以て、独り美濃に至る。時に朝庭、美濃・尾張、兩国司に宣して曰はく、『山陵造らむがために、予め人夫を差し定めよ』と。則ち人別に兵を執らしむ。臣以為

へらく、山陵を為るには非じ、必ず事あらむと。若し早やかに避らずは、當に危ふきことあらむか」と。或いは人ありて奏して曰はく、「近江京より倭京に至るまでに、处处に候を置けり。亦菟道の守橋者に命せて、皇大弟の宮の舍人の、私糧を運ぶ事を遮へしむ」と。天皇惡りて、因りて問ひ察めしめて、事の已に実なるを知る。

【史料11】『日本書紀』天武元年六月丙戌（二十六日）条（抄出）

是の時、近江朝、大皇弟（大海人皇子）東国に入ることを聞きて、その群臣悉くに愕ぢて、京の内震動く。或いは遁れて東国に入らむとす。或いは退きて山沢に匿れむとす。爰に大友皇子、群臣に謂りて曰はく、「何にか計らむ」と。一の臣進みて曰はく、「遅く謀らば後れなむ。如かじ、急やかに驍騎を聚へて、跡に乗りて逐はむには」と。

皇子從はず。

その後、実際に吉野に隠遁した大海人であつたが、天智が大津宮で没した約半年後⁽¹⁴⁾、近侍していた朴井雄君などから、近江王権側が山陵造営を名目に人員を徴発し、吉野側への監視や食料運搬の妨害もおこなわれているとの情報がもたらされる（史料10）。これにより大海人は、吉野を脱出してやむなく近江側との衝突を選択せざるを得なかつたといいうのが『日本書紀』の描く壬申の乱の発生理由である。しかし同じ『日本書紀』には、大海人が東国に向かつたことを聞いて、動搖のあまり有効な対策がなかなかとれない近江側の焦燥しきつた状況が克明に描かれており（史料11）、大友の側が先手を打つたとする史料10とは明らかに矛盾している。

壬申の乱において、近江王権側が一貫して受け身の立場で対応し、準備不足の態勢が最後まで響いていたことは否

めない。おそらく史料10などの記載は、『日本書紀』編纂の段階で、大海人の挙兵がやむにやまれぬものだつたことを示すため、書き加えられた可能性が高いのではあるまいか。いずれにしても、この内乱は大友皇子の自尽⁽¹⁵⁾によつて大海人皇子が勝利し、翌年二月に淨御原宮で即位することになる⁽¹⁶⁾。ただそうはいつても、天武の即位が軍事衝突の勝利にともなうものであつた事実は隠しようがなく、その「篡奪王権」という性格は支配の正当性にもかかわる重大な問題を内包していた。そのため即位後の天武は、少しでも自身にまとわりついているマイナスイメージを払拭するため、新たな君主号として「天皇」を正式採用し、「大君は神にしませば」の和歌に象徴されるような「神聖君主」に転身してカリスマ性を向上させ、淨御原令の編纂によつて（律）令制を本格的に導入し、支配の基礎に「法治主義」を採用することで合理的（合法的）統治を喧伝するとともに、推古期の修史事業を継承して新たな歴史書の編纂をはじめ、ゆるぎない「万世一系」の君主觀を創作して列島支配の根拠を歴史（伝統）に求めようとしたのである⁽¹⁷⁾。

この時期の王権による歴史利用に関しては、史料8で大海人のことを「東宮⁽¹⁸⁾」と表記しているほか、史料11では「大皇弟」、ほかの箇所では「東宮太皇弟」⁽²⁰⁾と記している点が注目される。というのも、当時の繼承原理である「大兄」制の原則からいって、何の前提もなく天皇の同母弟が後継者になることはまずあり得ず、かつ大海人が本当にそのような地位にあつたのなら、わざわざ「大（太）皇弟」などという紛らわしい表記をせずに、堂々と「皇太弟」と記せばよいかからである。かかる表記は旧稿で論じたように、大海人を天智の後継者に措定することで、始祖の大海人から同一の基準（皇太子の地位を経ること）で代々即位してきたことを演出し、次節で述べる草壁系王統に属する皇嗣の即位の正当性を担保しようとしたことからなされた潤色と考えられる⁽²¹⁾。ともあれこのように、当時の為政者たちは歴史を利用し、みずからの正当性確立のために活用しようとしたのであるが、天武期の修史事業の背景には、かかる目

的が存在していたととらえるべきだろう。

四、元明期の修史事業とその背景

『古事記』『日本書紀』は最終的に、奈良時代前半の元明・元正女帝のときに完成する。それを示すのが、次の史料12と13である。

【史料12】『古事記』序文（抄出）

ここに、旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日に、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上たてまつらしむといへれば、謹みて詔旨の隨まにまに子細に採り摭ひりひぬ。
 ……大抵たいていしる所記せるは、天地の開闢ひらけしより始めて、小治田御世に訖をはる。故、天御中主神より以下、日子波限建ほもだ
 鶴草葺うがふきあへず不合命より以前を上卷とし、神倭伊波礼毗はれび古天皇より以下、品陀御世より以前を中卷とし、大雀おほさざけ皇帝より以下、小治田大宮より以前を下卷とす。并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安萬侶、誠惶誠恐、頓々首々。
 和銅五年正月廿八日
 正五位上勲五等太朝臣安萬侶

【史料13】『続日本紀』養老四年（七二〇）五月癸酉（二十一日）条（抄出）

是より先、一品舍人親王勅を奉りて、日本紀を修す。是に至りて功成りて奏上す。紀卅卷系図一卷。

右の史料12によれば『古事記』が撰進されたのは和銅五年（七一二）のことと、それに遅れること八年の養老四年（七二〇）に『日本書紀』が完成したことが史料13に記載されている。ただ、なぜこの時期に同じような歴史書が複数編纂されたのかという点については以前から疑問視されており、とくに『古事記』については正史に完成記事がみあたらず、問題をより複雑にしている要因ともなっている。両書の関係について岩橋小弥太は、史料12にみえるように『古事記』は天武死没から和銅四年まで一時事業が中止されていたのだから、その間に『日本書紀』の編纂が開始されたとも考えられるが、やはり『日本書紀』は『古事記』のあとに編纂されたと考えるのがもつとも自然であろうと述べている。⁽²²⁾ この問題については、これ以上ふれることはしないが、本稿の問題関心に沿っていえば、なぜこの時期に歴史書が編纂されたのか、その背景にはいかなる事実があつたのかを明らかにすべきだろう。それにはやはり、元明女帝がどのような経緯で即位したのかをみていく必要があると思われる。

【史料14】『続日本紀』慶雲四年（七〇七）七月壬子（十七日）条（抄出）

天皇（元明）、大極殿に即位す。詔して曰はく、「……①關けまくも威^{かし}き藤原宮に御^{あめのしたしろしめ}宇^うしし倭根子天皇（持統）の丁酉八月に、此の食国天下の業^{わざ}を日並知皇太子（草壁皇子）の嫡子、今御宇しつる天皇（文武）に授け賜ひて並び坐して、此の天下を治め賜ひ諧^{ととの}へ賜ひき。②是は關けまくも威^{ひなめしのひつきのみこ}き近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇（天智）の天地と共に長く日月と共に遠く改るまじき常の典（＝「不改常典」）と立て賜ひ敷き賜はる法^{のり}を、受け賜はり坐して行ひ賜ふ事と衆^{もろもろ}受け賜はりて、恐^{かしこ}み仕^{まつ}へ奉りつらくと詔りたまふ命^{おほみこと}を衆聞こしめさへと宣る。③かく仕^{こぞ}へ奉り侍るに、去年の十一月に威^{しもつき}きかも我が王^{おほきみ}朕子天皇（文武）の詔りたまひつらく、『朕^あが御身勞^{つから}しく坐^{いま}

す故に暇間いとま得て御病治めたまはむとす。此の天つ日嗣ひつぎの位は大命に坐せ大坐坐おほましまして治め賜ふべし』と譲り賜ふ命を受け賜はり坐して答へ曰まをしつらく、『朕は堪いたへじ』と辞び白まをして受け坐さず在る間に、遍たびまねく日重ねて譲り賜へば、勞いとほしみ威おほみ、今年の六月十五日に『詔命おほみことは受け賜ふ』と白しながら、此の重いかし位に繼つづき坐す事をなも天地の心を劳しみ重しみ畏おもみ坐さくと詔りたまふ命を衆聞こしめさへと宣る。……④また天地の共長おもなく遠く改かるまじき常の典と立て賜はる食国ゆの法も、傾く事なく動く事なく渡り去ゆかむとなも所念おもほし行ゆさくと詔りたまふ命を衆聞こしめさへと宣る。……』と。

少々長い引用となつたが、右の史料14は元明女帝の即位宣命である。ここには彼女が即位するにいたつた経緯が詳細に記されている。いま、より理解を深めてもらうため、その経緯に番号を付して現代語訳してみると、大略以下のようになる。

- ① 持統天皇は丁酉年（持統十一）八月に、この国を草壁皇子の嫡子で、今まで統治してきた文武天皇に授け、並んで天下を治めてきた。
- ② これは天智天皇が定めた「不改常典」という法を（持統が）うけついでおこなつことであると聞き、謹んで仕えてきた。
- ③ 昨年の十一月より、文武から頻りに譲位の意思が示され、辞退していたところ、幾度となく譲られるので、今年の六月十五日に（元明天皇が）即位した。
- ④ また「不改常典」という食国法も、傾かず動搖することなしに代々伝えられていくことであろう（そのためには

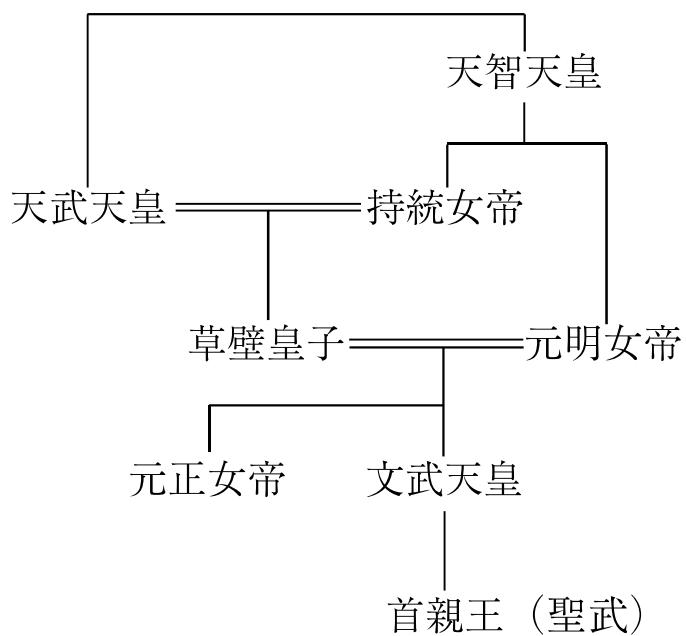
私が即位したのである）。

古代国家の形成と修史事業

元明即位の一番の眼目は、④の実現にあつたと思われる。④とは「不改常典」を今後も続けることであるが、その「不改常典」とは事前の群臣合議で承認された嫡系王統（草壁系王統）に属する皇太子が代々即位していくことを主張した王位継承ルールのことであつた。⁽²³⁾なぜ彼女がわざわざ自身の即位宣命でそのことを述べなければならなかつたのかというと、所生子の文武が二五歳で早世したことにより、天皇位を文武の遺児である首親王（のちの聖武天皇）に継承しようとした阿閌内親王（文武の生母、元明女帝）は、異母姉持続にならつてみずから即位し、嫡孫の成長を待とうとしたと思われる。しかし彼女はそれ以前の女帝とは異なり、先帝の妻からの即位ではなかつたため、正当性が相対的に脆弱であつた。よつて、その脆弱性を補うために考え出されたのが天智に仮託された「不改常典」で、持続から文武への継承が「不改常典」にもとづいていたこと（史料14—②）、そして将来の首への継承も「不改常典」にもとづくこと（史料14—④）を示唆し、自身の即位は孫親王の成長を待つという正当な理由によることを主張する必要があつたからである。⁽²⁴⁾

ただし、即位の正当性の根拠というのは、ひとつだけ備わつていればよいというものではない。私見が「不改常典」の前提として、事前の群臣合議で承認された王統であることを重視しているのは、実際に『懐風藻』葛野王伝にみえる合議で（持続の子孫による）嫡系継承が承認されたという史料的裏づけがあるためであり、それが含意されている「不改常典」が王位継承の場で持ち出されれば、自分たちも承認したルールであることが改めて想起されるので、群臣層に不平不満が起こりにくかつたのだろうと考えるからである。しかし、それでも新帝を選ぶ段階になれば、少しでも自身に有利になる人物を応援したくなるのは人の世の常である。この点は、聖武天皇と藤原光明子との間に生ま

【天皇系図】



れた子どものうち、唯一成長した阿倍内親王（孝謙女帝⁽²⁵⁾）の立太子・即位に橘奈良麻呂が一貫して反対していたことからも明らかである。したがつて慎重な元明は、「不改常典」以外の根拠も作り出そうとし、そのひとつに歴史を利用することで正当性の強化をはからうとしていた父天武の史書編纂事業を再発見したのではないだろうか。

すなわち元明は中断していた修史事業を再開させ、そこに天武の段階にはなかつた要素を組み込ませた。それこそが、祖母天皇（持統）から孫親王（珂瑠皇子、文武）への継承という、現実世界で生じた事象の神話的表象としての祖母神（アマテラス）から孫神（ニニギ）への降臨命令であり、それが記された歴史書を編纂し周知させることによって、自身（元明）の即位と孫親王（首親王、聖武）への継承も正当化されることをねらつたのだろうと考えられるのである。⁽²⁶⁾

むすびにかえて

前述のように、『日本書紀』が完成した養老四年（七二〇）当時、天皇は元明女帝から女むすめの元正女帝に代替わりしていた。ただし元明は譲位したもの、この時点ではまだ存命であり、その死は翌養老五年（七二一）十二月のこと

だつた。⁽²⁷⁾ 元正が母元明の意思をうけついで、聖武への繼承を第一の目的として即位したのは、聖武の即位宣命である『続日本紀』神龜元年（七二一四）二月甲午（四日）条に「掛けまくも畏き淡海大津宮に御宇しし倭根子天皇（天智）の万世に改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法の隨に、後遂には我子（首）にさだかにむくさかに過つ事なく授け賜へ」と元明から命じられたことからも明らかであるが、元正自身も同じ宣命のなかで「天日嗣高御座食國天下の業を吾子美麻斯王（首）に授け賜ひ譲り賜ふ」と述べている。ここにみえる「我子」や「吾子」は、実際の血縁関係を示しているのではなく、王統譜上の先代（尊属）と後代（卑属）という意味⁽²⁸⁾か、あるいは天皇はすべての王民のオヤであるという観念的な概念を記したものであるが、いざれにしても元正がこのような繼承認識をうけついだとすれば、関連する事業も基本的に繼承したと考えなければならず、よつて元明がはじめた修史事業を完成させようとしたのは当然のことであった。

『古事記』『日本書紀』の編纂事業は、こうして母子二代の固い意思によつて完成した。古代の日本が自国歴史を描いた書籍を必要としたのは、それが国際社会にあつては彼我の差異、自身のアイデンティティを示すものだったからであり、また当時の為政者にとっては自分たちの権力の基盤、支配の正当性を示すものでもあつた。だからこそ彼らは自分たちの手で、自分たちに有利な歴史書を編纂しようとしたのであり、その点については古代日本も例外ではなかつた。その後、日本は『続日本紀』から『日本三代実録』まで五冊の正史を編集するが、宇多天皇以降は国力の低下にともなつて事業自体の中止が余儀なくされるのである。

註

(1) 『三国史記』以前に、『日本書紀』編纂の史料のひとつとなつた、いわゆる百濟三書（百濟記・百濟新撰・百濟本記）が存在したことはよく知られているが、これらはおそらく百濟滅亡後に倭に亡命した百濟系遺民によつて作られたものではあるものの、国家事業として編纂された公式な歴史書とみなすことはできず、また現存していないことから断言はできないものの、三種類あることからも推測できるように、それらが文献史料としてどこまで完成していったかは不明とせざるを得ない。なお、百濟三書についての研究史的整理については、仁藤敦史「『日本書紀』編纂史料としての百濟三書」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一九四、二〇一五年）に詳しい。

(2) 単純な中核国家と周辺地域という二元論的理解ではなく、近年では日本や大食（アラビア人）、吐蕃（チベット）、天竺（インド）などは中国の外の完全な独立国で、当時の国際関係は中核・周辺（境界）・辺縁の三層構造として理解すべきとの見解も提示されている。鈴木靖民「遣唐使研究と東アジア史論」（『専修大学東アジア世界史研究センター年報』4、二〇一〇年）など参照。かかる見解によれば、そもそも古代日本と朝鮮諸国を単純に比較することはあまり意味がないことになるが、本稿ではこれ以上深入りすることは避ける。

(3) 坂本太郎「古事記の成立」（著作集2『古事記と日本書紀』所収、吉川弘文館、一九八八年、初出は一九五六年）。

(4) 津田左右吉『日本古典の研究』上（『津田左右吉全集』1所収、岩波書店、一九六三年）。

(5) 遠山美都男「帝紀・旧辞成立史考」（『古代王権と大化革新』所収、雄山閣、一九九九年、初出は一九九七年）。

(6) 坂本太郎「古事記の成立」（前掲註3論文）。

(7) 遠山美都男「帝紀・旧辞成立史考」（前掲註6論文）。

(8) 関根淳「天皇記・国記考」（『日本史研究』六〇五、二〇一三年）。

(9) 『新撰姓氏録』とは、天平宝字末年に編纂が命じられたとする『氏族志』（『新撰姓氏録』序）編纂事業の失敗を受けて、

延暦十八年（七九九）十一月廿九日付の勅（貞觀九年二月十六日付「讃岐国司解」所載、「平安遺文」第一巻一五二号文書）

によって本系帳の提出が命じられたことを淵源とし、弘仁五年（八一四）六月に中務卿万多親王・右大臣藤原園人らによつて嵯峨天皇に奏進された（『日本紀略』弘仁五年六月丙子朔条）、左右京・畿内に居住する一一八二氏の系譜集成（抄録）である。

(11) 拙稿「七世紀における倭王権の展開過程」（『日本古代王権の構造と展開』所収、吉川弘文館、二〇〇九年、初出は二〇〇一年）、拙著『蘇我大臣家』（山川出版社、二〇一六年）。

(12) 応安四年（建徳二年、一三七〇、上・中巻）・同五年（文中元年、一三七一、下巻）に書写された真福寺本を底本とする新訂増補国史大系『古事記』、および日本思想大系『古事記』（史料2の書き下しは日本思想大系本を参照した）では当該箇所を「討竅」につくるが、享和三年（一八〇三）版の「訂正古訓古事記」を底本とする日本古典文学大系『古事記 祝詞』では「討覈」と表記している。どちらも「調査検討する」という意味になるが、前者の方は「調査し尽くす」というニュアンスが強いか。なお坂本太郎「古事記の成立」（前掲註3論文）は、後者の読みを取っている。

(13) 坂本太郎「古事記の成立」（前掲註3論文）。

(14) 『日本書紀』天智十年（六七二）十二月乙丑（三日）条。

(15) 『日本書紀』天武元年（六七二）七月壬子（二十三日）条。

(16) 『日本書紀』天武二年（六七三）二月癸未（二十七日）条。

(17) 拙稿「倭王権の列島支配」（『日本古代王権の構造と展開』所収、前掲註11書、初出は一九九八年）。

(18) その他、『日本書紀』天智十年（六七二）十月壬午（十九日）条、天武元年（六七二）六月甲申（二十四日）条にも「東宮」とみえる。

(19) その他、『日本書紀』天智三年（六六四）二月丁亥（二十七日）条、天智七年（六六八）五月五日条、天智八年（六六九）五月壬午（十九日）条、天武元年（六七二）六月丙戌（二十六日）条、同年同月丁亥（二十七日）条にも「大皇弟」とみえる。

(20) 『日本書紀』天智十年（六七二）正月甲辰（六日）条。

(21) 拙稿「『不改常典』と群臣推戴」（『日本古代王権の構造と展開』所収、前掲註11書）。

(22) 岩橋小弥太「『日本書紀』（『上代史籍の研究』所収、吉川弘文館、一九五六年）。

(23) 拙稿「『不改常典』と群臣推戴」（前掲註21論文）。

- (24) 摂稿「天孫降臨神話の改作と八世紀前後の王位継承」(『國學院雑誌』一二四一、二〇一三年)、および「譲位制の成立とその展開」(『國學院雑誌』一二〇一一、二〇一九年)。なお「譲位制の成立とその展開」では「正統性」という表現を使用したが、本稿のごとく「正当性」のほうが妥当であろう。
- (25) 阿倍内親王は女性で唯一の皇太子であり、その点で「不改常典」の条件(草壁系王統に属する皇太子)に合致している。なお橘奈良麻呂の変の経緯については、『続日本紀』天平勝宝九歳(七五七)七月庚戌(四日)条を参照。
- (26) 摂稿「天孫降臨神話の改作と八世紀前後の王位継承」(前掲註24論文)。
- (27) (26) 同上。
- (28) 『続日本紀』養老五年(七二一)十二月己卯(七日)条。
- (29) 摂稿「史実としての古代女帝」(『日本古代王権の構造と展開』所収、前掲註11書、初出は二〇〇四年)。なおこの点で、女帝の役割はミオヤ(系譜上の親)として即位し、ワガコ(系譜上の子)へと継承するものであつたとする仁藤敦史「古代女帝の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年)などの見解は適切ではないと考える。そもそも男帝は、ミオヤからワガコへと継承する役割を有していないのだろうか。
- (30) 即位の正当性が脆弱であつた桓武天皇が、『続日本紀』に自身の治世の前半期をわざわざ含めさせたことが想起される。